

①ある自営業の方の今年度の保険料等の例

	2021年	2022年
市県民税	0円	190,000円弱
後期高齢保険料	約13,500円	227,700円
介護保険料	約24,000円	152,040円
計	約37,500円	569,740円弱
	収入	収入
営業収入	ほとんどなし	ほとんどなし
コロナ給付協力金など	県の休業要請協力金で申告所得が約230万円に	なし

※コロナ減免制度・・・対前年度で3割減以上の場合が対象

ただし、事業収入のみしか比較しない。コロナ給付等は含まない。

保険料算定は総所得（コロナ給付等を含む）を基準とする矛盾。

【減免額は、最大100%】

【財源は10/10国費】

コロナ減免の対象にならない方などに丁寧な対応が必要

①国保の自治体減免制度・・・総所得の対前年度で3割減以上の場合

【減免額は所得割部分、財源は一般財源】

②後期高齢者医療制度の減免・・・総所得の対前年度で5割減以上の場合

【減免額は所得割部分】

③介護保険制度の自治体減免・・・被災・入院・解雇・休職などに限定

【減免内容の公表無し】

④市民税・・・徴収停止措置あり

②民間施設への通室及び自宅においてICT等を活用した学習活動を行う不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る要件等について 2022年8月岡山市教育委員会

★2020年10月通知からの主な変更点

基本方針：出欠の扱いについて、「校長は教育委員会と協議の上」 削除

基本方針：出席扱い要件の前提：「学校への復帰を前提としつつ」 削除

出席扱いの要件：「学習活動が個別の支援計画に位置付けられていることを前提に」 追加

自宅の場合：「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合」 削除